

鳴門市国土強靱化地域計画

令和2年3月

鳴門市

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| I 計画策定の趣旨、位置付け | 2 |
| II 基本的な考え方 | 3 |
| III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価） | 7 |
| IV 国土強靱化の推進方針 | 16 |
| (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る | 17 |
| (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 24 |
| (3) 必要不可欠な行政機能は確保する | 31 |
| (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 33 |
| (5) 経済活動を機能不全に陥らせない | 35 |
| (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 38 |
| (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 41 |
| (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 45 |
| 横断的分野 | 50 |
| V 施策の重点化 | 54 |
| VI 計画の推進と進捗管理 | 55 |
| (別紙1) 重要業績指標一覧 | 56 |

はじめに

平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に、「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

そこで、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

加えて、「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「鳴門市の国土強靱化」の推進を徳島県とともに図るため、本計画以外の鳴門市の計画等の指針となるべきものとして、「鳴門市国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を新たに策定するものである。